

遂 日耕耘之時節ニ相成候ニ付、農民之子弟専ら学

オヒク、ノウゲウ

コトモ

校ニ従事スル能ハサルハ無余儀次第ニ候得共、農

デテナラフコト

事ノ多忙ヲ以テ一旦学事ヲ廃業候而者、是迄多

ダシク

少勉力 熟得候者も終ニ水泡ニ属シ可申、就中

ホネヲリ ヲボエ

ツイニ ミツノアハ ナリ

八、九歳前後ノ小童ニ至テハ、左迄農事ノ扶ケニも

タスケ

相成間敷候処、兎角不精ノ者多ニ有之哉ニ相

聞、甚以無謂事ニ候、右ハ全ク其父兄等学

問ノ何事タルヲ知テサル故ノ儀ニ有之候条、文

学ノ一日も忽ニすへからさる旨趣、村吏初め其筋ノ

ユルカセ

ムラヤクニン

ものより懇切申諭、一層出精候様注意可

致、此旨相達候事、

永山権令代理

明治七年四月廿七日

筑摩県参事

高木惟矩

追而万々不得止儀等モ有之候ハ、更ニ夜学ノ法ヲ

(餘様カ)

設ケ条可致、添而相達候事、